

中野区区政情報の公開に関する条例の改正の考え方について

中野区区政情報の公開に関する条例の改正の考え方を、下記のとおり取りまとめた。

記

1. 改正の理由

区では、区民の知る権利を保障し、住民自治と開かれた区政運営を推進するため、昭和61年に「中野区区政情報の公開に関する条例」（以下「情報公開条例」という。）を制定し、情報公開制度の運用を行ってきた。

この間、個人情報保護に対する社会的関心の高まり、また情報に関わる技術革新など、情報公開制度を取り巻く状況変化に情報公開制度の運用の工夫等により的確に対応してきたところであるが、運用だけでは解決できない諸課題も顕在化してきた。

こうした情報公開制度の諸課題については、中野区情報公開審査会においても様々な観点から議論され、「中野区区政情報公開条例の改正に関する提言」としてまとめられたところである。

当該提言の内容を受け止め、情報を取り巻く環境変化に対応していくため、情報公開条例の規定整備を行う必要がある。

2. 中野区区政情報の公開に関する条例の改正の考え方

資料のとおり

《考え方の概要》

(1) 区政情報とする範囲の明確化

「区政情報」の定義に、職員が組織的に用いる情報であることを明記することとする。

(2) 職員の意識啓発や指導育成

職員が、情報公開制度をより適切に運用していくためには、計画的な研修などを含め、日ごろの意識啓発や指導育成が重要であることから、実施機関がそれらに努めるよう定めることとする。

(3) 適正な情報公開請求

情報公開請求の適正を確保するための区民の責務を定め、請求対象となる区政情報の特定に関する「補正の求め」を根拠づけるとともに、情報公開請求された区政情報の量が極めて膨大であり事務執行を著しく妨げる場合には、当該情報公開請求を受け付けないこととする。

(4) 非公開情報の限定列举

公開できない区政情報については、情報公開条例運営要綱に例示を盛り込み制度運営を行ってきたが、「非公開情報」を条例上で限定列举する定め方に改めることとする。

(5) 非公開決定の理由の明記

公開請求を全部非公開あるいは一部非公開とする決定に、具体的な「理由」を付記することとする。

(6) 第三者保護の手続き

公開決定に反対する第三者（法人等）に、事前意見提出および不服申立ての機会を保障することとする。

(7) 審査会への資料提出と資料の取扱い

非公開決定された区政情報を、情報公開審査会が不服申立て審査の際に行う検証について、情報公開条例上の根拠を明記することとする。

(8) 他の法令等に基づく公開請求外の閲覧等の手続

他の法令等に閲覧等の手続が規定されている区政情報を公開請求の適用から除外している規定について、そうした閲覧等の手続が一定の対象者に限定するなど制限的なものではなく、閲覧等が一般的に保障された仕組みであることを明記することとする。

3. 今後の予定

平成 24 年

- | | |
|------|--------------------------------------------------------|
| 8 月～ | ・意見交換会の実施（4 回）
・議会報告（意見交換会の実施結果及びパブリック・コメントの実施について） |
| 9 月 | ・パブリック・コメント |
| 10 月 | ・議会報告（パブリック・コメントの実施結果について） |
| 12 月 | ・第 4 回定例会に議案を提案（平成 25 年 4 月施行） |

【担 当】

中野区 経営室 経営分野 情報公開担当

電 話 3 2 2 8 - 8 9 9 4

F A X 3 2 2 8 - 5 6 4 7

中野区区政情報の公開に関する条例の改正の考え方

1 区政情報とする範囲の明確化について

「区政情報」の定義に、職員が組織的に用いる情報であることを明記することとします。

中野区区政情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」という。）では、情報公開の対象となる区政情報を「実施機関の職員が職務上作成し、又は入手した情報」と規定していますが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の規定を参考に、情報公開条例の規定を「職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している情報」であることと定義することとします。

このことにより、職員が職務上作成した情報であっても、職員の個人的なメモ等組織的に用いていない情報は情報公開の対象とならないことを明確にすることができます。

2 職員の意識啓発や指導育成について

職員の情報公開に関する研修は個人情報保護の研修と併せて、法規や文書管理とともに区の基礎研修として位置付け、毎年実施しています。職員が、情報公開制度をより適切に運用していくためには、こうした計画的な研修などを含め、日ごろの意識啓発や指導育成が重要であることから、実施機関がそれらに努めるよう定めることとします。

3 適正な情報公開請求について

情報公開請求の適正を確保するための区民の責務を定め、請求対象となる区政情報の特定に関する「補正の求め」を根拠づけるとともに、情報公開請求された区政情報の量が極めて膨大であり事務執行を著しく妨げる場合には、当該情報公開請求を受け付けないこととします。

情報公開請求は、区民の知る権利を保障するのみならず、住民自治を推進していく上で擁護すべき区民の権利の一つですが、一方で、条例の趣旨や目的に沿って正当に行使されるべきものでもあります。このため、情報公開の請求にあたっては適正に行うよう定めるとともに、情報公開請求書に、公開請求の対象となる文書の特定に必要な記載がされていない場合などは、実施機関は請求者に、記載の補正などを求めることができるよう規定します。

なお、公開請求された区政情報の量が極めて膨大であり、実施機関の事務執行を著しく妨げる場合には、実施機関は請求者に対して事務執行上の支障を説明し、請求情報の分割や一定の条件での抽出を要請することになりますが、請求者がこれに応じない場合は、その請求を受け付けないこととします。すでに情報公開条例施行規則第3条の2(平成20年追加改正)では、「条例の本来の目的を逸脱する」ような「権利の濫用」であると認められる請求をした場合に却下できると定めているところですが、却下という処分性から、情報公開条例で定めることとします。

4 非公開情報の限定列举について

「非公開情報」を条例上で限定列举する定め方に改めることとします。

情報公開条例は非公開とする区政情報は「公開できない相当な理由がある場合」とし、情報公開条例運営要綱(以下「条例運営要綱」という。)により、公開できない区政情報の例示を盛り込み、制度運営を行ってきました。このことは実施機関の非公開決定に裁量による取り扱いの違いが生じる可能性があるため、情報公開法の規定に準じ、情報公開条例で「非公開情報」を情報種別ごとに限定列举する方式にすることとします。それに伴い、「個人情報の公開」に関する情報公開条例の条項は削除することとします。

〈非公開情報の例〉

- ① 個人情報または特定の個人を識別できないが、公開することで、個人の権利利益を害するおそれがある情報。ただし、次に掲げる情報やこれらに準じる情報であって公開することが公益上特に必要があると認められるものを除く。
 - ア 法令等の規定や慣行として、公開することとされている情報
 - イ 人の生命、健康、生活、財産を保護するため、公開することが公益上特に必要と認められる情報
 - ウ 公務員等の職務の遂行に関する情報（職、氏名、職務の遂行内容）
- ② 法人等に関する情報や個人が従事する事業に関する情報で、公開することにより、事業上明らかに不利益を与えると認められる情報。ただし、次に掲げる情報やこれらに準じる情報であって公開することが公益上特に必要と認められるものを除く。
 - ア 人の生命、健康、生活、財産を保護するため、公開することが公益上特に必要と認められる情報
 - イ 違法、不当な事業活動による消費生活等の障害から区民の生活を保護するため、公開することが公益上特に必要と認められる情報
- ③ 実施機関の事務や事業に関する次の情報。
 - ア 実施機関における審議や検討、国や他の地方公共団体との協議等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、誤解や憶測を招き区民等の間に混乱を不当に生じさせるおそれ、または特定の者に不当に利益を与えあるいは不利益を及ぼすおそれのある情報
 - イ 実施機関の監査、検査、取締り、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理等において、事務の性質上、公開することにより、区政の公正・適正な執行を著しく妨げるおそれのある情報
- ④ 犯罪の予防など公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報。

5 非公開決定の理由の明記について

公開請求を全部非公開あるいは一部非公開とする決定に、具体的な「理由」を付記することとします。

公開請求を全部非公開あるいは一部非公開とする決定の通知書に付記される「理由」は、具体的に明示しなければならないものとし、決定通知書の理由欄には、非公開情報のいずれの根拠条項に該当するか、または請求された区政情報の不存在や存否応答拒否であることの原因などを付記し、全部非公開・一部非公開

とする理由が、より分かりやすくすることとします。

6 第三者保護の手続きについて

公開決定に反対する第三者（法人等）に、事前意見提出および不服申立ての機会を保障することとします。

公開する情報に第三者（法人等）に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書提出の機会を付与する規定と不服申立ての機会を保障する第三者保護の手続きが情報公開法において定められ、他の自治体においても導入が進んでいます。

中野区においても、条例運営要綱により一定の第三者保護の規定を定めているところですが、「知る権利」と対抗関係に立つ法人や区民等の権利利益を、情報公開条例において保障することとします。

7 審査会への資料提出と資料の取扱いについて

非公開決定された区政情報を、情報公開審査会が不服申立て審査の際に行う検証について、情報公開条例上の根拠を明記することとします。

実施機関が非公開とした決定に対して、情報公開請求者から不服申立てが出された場合、実施機関は審査会に諮問し、その意見を聴いて、最終的な公開の可否の決定を行っています。審査会の審査では、不服申立てに関係する資料を実際に検証し、非公開情報が記録されているか、開示範囲が適切かどうかを判断します。こうした審査は、審査会が迅速・適切に意見を取りまとめる上で必要不可欠であるため、当該非公開情報を審査会資料として提出することを実施機関の義務として規定することとします。

また、審査会に提出された不服申立てに関係する資料は、何人も審査会に対し公開の請求はできないこととします。

8 他の法令等に基づく公開請求外の閲覧等の手続について

他の法令等に閲覧等の手続が規定されている区政情報を公開請求の適用から除外している規定について、そうした閲覧等の手続が一定の対象者に限定するなど制限的なものではなく、閲覧等が一般的に保障された仕組みであることを明記することとします。